

平成 27 年 9 月 18 日 (金曜日)

平成 26 年度決算審査特別委員会会議録

(第 6 日目)

平成26年度決算審査特別委員会会議録第6号

平成27年9月18日（金曜日）

出席議員（1名）

議長 星 喜美男君

出席委員（15名）

委員長	後藤清喜君	
副委員長	佐藤宣明君	
委員	後藤伸太郎君	佐藤正明君
	及川幸子君	小野寺久幸君
	村岡賢一君	今野雄紀君
	高橋兼次君	阿部建君
	菅原辰雄君	西條栄福君
	山内昇一君	三浦清人君
	山内孝樹君	

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町長	佐藤仁君
副町長	最知広君
会計管理者	芳賀俊幸君
総務課長	三浦清隆君
企画課長	阿部俊光君
震災復興企画調整監兼 地方創生・官民連携推進室長	檀浦現利君
管財課長	仲村孝二君
町民税務課長	佐藤和則君

保 健 福 祉 課 長	三 浦	浩 君
環 境 対 策 課 長	小 山	雅 彦 君
産 業 振 興 課 長	高 橋	一 清 君
産 業 振 興 課 参 事 (農林行政担当)	佐久間	三津也 君
建 設 課 長	三 浦	孝 君
建 設 課 技 術 参 事 (漁港・漁集事業担当)	宮 里	憲 一 君
危 機 管 理 課 長	阿 部	明 広 君
復 興 事 業 推 進 課 長	糟 谷	克 吉 君
復 興 市 街 地 整 備 課 長	小原田	満 男 君
上 下 水 道 事 業 所 長	及 川	明 君
總 合 支 所 長 兼 地 域 生 活 課 長	及 川	庄 弥 君
公 立 志 津 川 病 院 事 務 長	佐々木	三 郎 君
總 務 課 長 棹 佐	三 浦	勝 美 君
總 務 課 主 幹 兼 財 政 係 長	佐々木	一 之 君

教育委員会部局

教 育 長	佐 藤	達 朗 君
教 育 総 務 課 長	佐 藤	修 一 君
生 涯 学 習 課 長	菅 原	義 明 君

監査委員部局

代 表 監 査 委 員	芳 賀	長 恒 君
事 務 局 長	佐 藤	孝 志 君

選挙管理委員会部局

書 記 長	三 浦	清 隆 君
-------	-----	-------

農業委員会部局

事 務 局 長	佐久間	三津也 君
---------	-----	-------

事務局職員出席者

事 務 局 長	佐 藤	孝 志
---------	-----	-----

主幹 兼 総務係長
兼議事調査係長

佐藤辰重

午前9時59分 開会

○委員長（後藤清喜君） おはようございます。

当町には警報から注意報までありとあらゆる災害の情報が出ていますので、本日の決算委員会は最終日ですけれども、判明にひとつよろしくお願ひしたいと思います。

危機管理課長より発言の申し出がありますので、これを許可しております。危機管理課長。

○危機管理課長（阿部明広君） おはようございます。

昨日から津波の情報が入っておりましたけれども、この件と大雨の件につきましてご報告申し上げます。

昨日8時31分に中南米のチリで地震がありまして、この情報を収集するために津波ゼロ号配備をしいてていたんですけれども、けさ3時に気象庁から発表があるということで警戒しておりました。

3時に津波注意報が発表されましたことから、警戒本部を設置いたしました。副町長を本部長とする津波警戒本部1号配備をしきました。テレビ等でご存じかもしませんけれども、避難所を2カ所設置いたしまして、それから通行に危険があるということで、はまゆり大橋下り部分を通行止めにしております。それから、冠水等の状況なんですけれども、主要道路のほうで巡回しております、一部冠水があるということでございます。

その他の避難情報等、逐次防災無線等あるいはメール等を通じまして町民の皆様に連絡しているところでございます。

そのような中、本日5時31分に大雨洪水警報が発表されまして、この警戒に当たっていたんですけれども、雨量は町内それほど降っていなかったんですけれども、累積で伊里前のほうが余計降っておりまして、ただいまのところ100ミリを超えて104.5ミリという状況でございます。

戸倉地区、入谷地区、志津川地区のほうは50ミリから60ミリぐらいという状況でございまして、一部でがけくずれが発生しております。2カ所ほど発生しているんですけれども、1カ所につきましては松井田の90番付近、熊清商店さんが前にあったところの上手の一軒が残っている付近なんですが、詳細はちょっと把握していないんですけども、人的被害はないという状況でございます。

それからもう1カ所、樋の口の14番付近、たびたび崩れるというような、ソーラーパネルのある付近でございます。その2カ所が今のところ土砂崩れがあったという情報が入っております。以上でございます。

あと、逐次情報がありましたらお知らせしたいと思います。

○委員長（後藤清喜君）　ただいまの出席委員数は15人であります。定足数に達しておりますので、これより平成26年度決算審査特別委員会を開会いたします。

傍聴の申し出があり、これを許可しております。

直ちに本日の会議を開きます。

認定第2号、平成26年度南三陸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

平成26年度南三陸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の細部説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者（芳賀俊幸君）　おはようございます。

私からは平成26年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算の歳入についてご説明申し上げたいと思います。

192ページ、193ページでございます。

1款の国民健康保険税ですが、5億6,094万9,759円の決算額で、昨年度対比3.6%の減となっております。不納欠損額は19万9,500円となっておりますが、昨年度は1,370万円ほどでしたので、大幅な減となっております。収入未済額も841万2,901円で昨年度の半分近い額となっております。収納率ですけれども、200ページ、201ページの備考欄に、節ごとに平成26年度の収納率を記載してございますが、参考までに昨年度の収納率の比較を、一般被保険者、退職被保険者の全区分を合算して現年課税分と滞納繰越分の2つの区分で申し上げますと、平成25年度は現年課税分が99.3%、滞納繰越分が46.49%、平成26年度が現年課税分で99.56%、滞納繰越分で60.86%で、いずれも収納率は向上している状況でございます。

192ページ、193ページにお戻りいただきたいと思います。

2款使用料及び手数料ですが、24万6,600円の決算額で、昨年度対比28.1%の減となっております。

ちょっと戻りますけれども、歳入総額に対する国民健康保険税の歳入の構成比は22.6%でございます。

使用料及び手数料ですけれども、昨年度対比28.1%の減となっております。歳入の構成比はゼロ%です。

3款国庫支出金ですが、7億6,230万9,246円の決算額で、昨年度対比16.5%の減、金額で1億5,020万円ほどの減となっております。国庫負担金で6,570万円ほどの減、国庫補助金で

8,450万円ほどの減となっております。3款の歳入の構成比は30.7%となります。

4款療養給付費等交付金ですが、4,560万5,000円の決算額で、昨年度対比40.5%の減となっております。歳入の構成比は1.8%となります。

5款前期高齢者交付金ですが、3億617万738円の決算額で、昨年度対比35.2%の増となっております。歳入の構成比は12.3%であります。

6款の県支出金ですが、1億6,486万3,385円の決算額でございまして、昨年度対比で5.2%の減となっております。県負担金は昨年度並みでございましたが、県補助金が減となったものでございます。歳入の構成比は6.6%となっております。

7款共同事業交付金ですが、3億4,481万4,646円の決算額で、昨年度対比6.5%の減となっております。歳入の構成比13.9%となります。

8款財産収入ですが、4万9,374円の決算額となっております。基金の利子でございます。歳入の構成比はゼロ%です。

9款繰入金ですが、2億1,435万3,056円の決算額で、昨年度対比21.1%の減、金額で5,720万円ほどの減となっております。一般会計繰入金で3,720万円ほどの減、基金繰入金で2,000万円の減となっております。9款の歳入の構成比は8.6%であります。

10款繰越金ですが、平成25年度からの繰越金で7,758万9,117円の決算額となっております。昨年度対比47.1%の減となっております。歳入の構成比は3.1%でございます。

194、195ページでございます。

11款諸収入ですが、486万8,299円の決算額でございまして、昨年度対比6.2%の増となっております。歳入の構成比は0.2%であります。

収入合計は24億8,181万9,220円となりまして、昨年度と比較しますと、率で10.2%、金額で2億8,149万1,053円の減となりました。

以上、歳入について申し上げました。よろしくお願ひいたします。

○委員長（後藤清喜君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） おはようございます。

私からは歳出についての説明をさせていただきたいと思います。

まず、歳出の概要といたしまして、198、199ページをお開き願いたいと思います。

支出総額22億4,263万円で、昨年度比較3億6,300万円の減ということでございまして、全体の執行率は94.1%でございました。3億6,000万の減額の主な理由といたしましては、保険給付費関連費用の減少、あとは国県負担金と償還金の減少がその主な内容となってございます。

こちらに、最下段の実質収支といたしましては、2億3,918万8,000円の差し引き残となり、うち基金繰入を1億2,000万確保することができました。

それでは、歳出の詳細でございます。

212ページ、213ページをお開きください。

1款総務費からでございます。1項総務費でございますが、これは人件費や事務費などになります。2項の連合会負担金ですが、これは各市町村ごとの被保険者数や均等割負担から精算されておりまして、昨年度同水準の負担となってございます。

続きまして、214、215ページをお開きください。

徴収費の納税奨励費につきましては、口座振替奨励金として3,000円を29世帯に交付しております。3項運営協議会費でございますが、国保運営協議会委員9名の報酬でございます。

同ページ、保険給付費でございます。2款になります。こちらが被保険者数の減少などの理由で、前年比較で8,100万減少してございます。給付の水準でございますが、こちらにはあらわしておりませんが、毎月1億2,000万ほどの負担に平均するとなっていると。前年は1億2,700万でしたので、月当たり700万くらいの減少があったということでございます。

216ページ、217ページをお開きください。

3項移送費でございますが、これは昨年に引き続き実績がありませんでした。4項の出産育児一時金は16件、最下段の葬祭費は28件の支給となってございます。

続きまして、218ページ、219ページをごらんいただきたいと思います。

3款後期高齢者支援金でございますが、こちらは各医療保険者が後期高齢者医療制度を支えるための負担でございまして、総費用全体の4割を若年者が加入する医療保険、その加入する被保険者数に応じて負担されるということで、昨年より8,400万円の減額となりました。

4款前期高齢者の納付金でございますが、制度としては被用者保険と、社会保険等ですが、国民健康保険間の医療費の負担を調整するためのものであります。加入率平均を基準に、納付金でいただくか交付金で支払うかということになるんですが、当町におきましては高齢化の状況から、納付は16万、交付は3億600万ということになってございます。

220ページ、221ページをごらんください。

下段の保険事業費でございます。こちらの特定健康診査等事業費でございますが、実績としては附表の175ページにお示ししておりますが、昨年度25年度の受診率32.5%を2ポイントほど下回る結果となっております。

最下段の保険事業費につきましても、附表のほうにお示ししておりますが、レセプト点検業

務、人間ドック実施に係る経費等が主な内容となっておりまして、222ページ、223ページに引き続き記載しているとおりでございます。

それから、9款の基金積立金でございますが、こちらは基金運用果実の積立金ということでございます。

224ページ、225ページ、最終ページでございますが、償還金ございますが、概要で申し上げたとおり過年度分の精算ということで、前年より1億2,000万ほど減額ということでございます。

以上、歳出の細部説明とさせていただきますが、よろしくお願ひいたします。

○委員長（後藤清喜君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際しましては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは、質疑に入ります。小野寺久幸委員。

○小野寺久幸委員 おはようございます。

これまで説明受けているかとは思うんですけども、193ページに国民健康保険税の不納欠損、それから歳入未済額が先ほど大幅に減ったということですが、その辺の事情をちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（後藤清喜君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 震災後、この件につきましては継続的に取り組んでまいりました滞納整理が進んだということで、今年度26年度につきましては、不納欠損額及び収入未済額も現年とあわせて納付が多かったということで数字が昨年より大幅に減少しているということでございます。滞納整理が進んできたということでございます。

○委員長（後藤清喜君） 小野寺久幸委員。

○小野寺久幸委員 これもまた説明受けていることかと思いますけども、滞納整理がどのような形で行われてきたのかお伺いします。

○委員長（後藤清喜君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 基本的にはそれぞれ納期がございまして、国民健康保険の場合ですと、その納期を過ぎても納付されない方については督促状を発送いたします。それで、督促状でもなかなか納付に至らない場合は、次の段階で催告等を行うわけですが、その間に納付できない方々へ対しての納税相談等を繰り返し行いまして、ご理解を得た上で納付に至っているケースが大部分でございますが、なかなかご理解いただけない部分等で、誠意に欠

ける部分等があるような納税者に関しては、差し押さえ等の処分も実施しているところでございます。

○委員長（後藤清喜君） 小野寺久幸委員。

○小野寺久幸委員 なかなか納めるのが大変な方もいらっしゃると思いますけれども、誠意に欠けると言いましたが、そういう方というのはどの程度いらっしゃるのでしょうか。

それと、今大幅に減っているので、今後そういう人たちがふえるということはないとは思うんですけども、今後の見通しをお伺いします。

○委員長（後藤清喜君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 済みません、ちょっとだけお待ちください。

まず初めに、差し押さえ等を行った件数でございますが、これは他の町民税とも重複して発生しているということでございまして、なかなか国保だけを抽出するのは難しいのでございますが、全体としては51件ほどの差し押さえを行っているということでございます。

現年度の徴収率にもあるとおり、年々現年度分の徴収率は上昇しております、納税相談等の効果があらわれて、一定のご理解をいただいてこういった徴収率になっているものと思ってございます。

今後も引き続き、賦課時点、要するに課税する段階から気を引き締めて、皆さんにご理解ある納税を行っていただくよう、努力してまいりたいと思っております。

○委員長（後藤清喜君） ほかに質疑ありませんか。三浦清人委員。

○三浦清人委員 保険税ということでありまして、先日町営住宅の入居の滞納のお話も出ておつたんですが、税と料、要するに水道料とか入居料、あるいは、今回の場合は国民税、徴収の仕方、方法、その税の取り扱い、強制的な執行ができるというようなことで今お話がありましたが、差し押さえ等もやれるということでありまして、これは国民健康保険税、以前にもお話ししたことがあるかと思うんですが、会社などは社会保険税でなく社会保険料ということで、それは給料から自動的に、強制、義務的に半額個人からの負担ということで、滞納はないということで料になっているのでしょうか。

国民健康保険、毎月1億2,000万の給付ということなんですが、課長、これは大体年齢別にわかりますか。例えば、給付といいますか、40代、50代、60代、わからなければいいんですが、多分事故あるいはけがでなければ、普通言われているいろんな疾病、病気でお医者さんにかかりれているわけですので、高齢の方が多いのかなと思うわけです。65歳以上ですね。65歳以上の方々といえば、現役時代には社会保険あるいは皆さん方のように共済保険に

入られているわけで、定年になって国民健康保険に加入するわけです。

そうしますと、どうしてもやはり若くて現役で働いているときには余り病氣にもならなくて、現役を引退されて年齢が高くなるにつれてお医者さんの世話になると。どうしても保険料も高くなつていかなければならぬというような今のシステム、国のシステムになつてゐるわけなんです。

これは、国の制度そのものの問題になつてくるかと思うんですが、例えば30年間社会保険で加入されて現役時代を過ごすわけです。定年退職、引退されて国民健康保険になるわけです。そうしますと、お医者さんにかかる率が高くなつきますので、できれば社会保険のほうから国民健康保険にかわりますので、お医者さんにかかった際に社会保険のほうから何ばかお手伝いもらえないものかなという感じがするんですよね。これは、国のことからの制度といいますか、年金だけ一本化しないで、こういった保険税、保険料のほうも考えてもらわなければならぬのかなという感じがするので、今回財務省から派遣でおいでになっている方もおるので、お帰りになった際にはその辺を十分に考えてもらって、そっちもしていただけないのかなという感じもするんですが、非常に、国民健康保険にずっと入っている方々、現役引退されてお医者さんにかかる率の高い方がどんどんと入ってきて、保険料が低いから上げてくれと。大変困るわけですので、その辺、社会保険料あるいは共済保険に加入されている方々がおいで際には、そういう組合のほうから幾らでも出してもらうというやり方をしていかないと、本当に間に合わないから保険料を上げてくれという形にずっとなつてくれるわけですから。

それと、どうなんでしょうね、いろいろと納めてもらうためのお話し合い、相談、いろんなことをやられているわけですけれども、収入がなくて年金だけではなかなか難しいといった方々もおるでしょう。滞納される方で、払えないのか払う気がないのかという問題もあると思うんです。本当に生活する上で、なかなか保険料まで、あるいは住宅の場合は入居費までということで厳しい方々もおられるかと思います。

その際に、どうしたら払えるのか、あるいは払ってもらえるのかという相談だけだと思うんですね。やらなければ差し押さえだぞというお話。それが仕事なんでしょうねけれども、そうではなくて、どうしたらその方に収入があるような、仕事のお世話、ハローワークでないからそれはやる必要がないと言うかもしれません、ただ保険料なり使用料なりを払つてもらうために、やはり収入を得なくては払えないという方にはそういう相談も必要なのかなという感じもするんですが、いかがでしょうか。

○委員長（後藤清喜君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 2つのご質問と捉えさせていただきました。

まず1点目でございますが、委員ご指摘のとおり、確かに被用者保険、社会保険等で長らく仕事をなさってきた方がリタイアと同時に国保に加入してくるという問題がもちろんございます。収入のない方、年金生活者の方々等、圧倒的に国保への加入率が高いという現状がもちろんございます。そういった中で、確かに若年者の医療費と高齢者の医療費の細かい統計数字は今手元にはないんですが、圧倒的な差がございます。

そういった中で、先ほども歳出の部分で説明しておりました、65歳から75歳の方々の被用者保険、いわゆる社会保険と国民健康保険間の医療費の負担を調整するための制度がございまして、当町においては、納付部分は16万円だと、交付を受けているのは3億ですよという説明をさせていただきました。診療報酬支払基金という団体がございまして、そこを通じて各被用者保険、健康保険組合だったり協会けんぽだったりというような加入団体からそれぞれ費用負担をいただいて、各保険間で費用の調整をするという制度がございまして、そういった意味合いでは、当町においては差額で3億程度の給付に係る費用負担を全保険者から、言い方が適當ではないかもしれません、いただいているというような制度がありまして、そういう形で各保険間の均衡を図ろうというような取り組みがなされているところでございますのでご理解いただければと思います。

ただ、現状といたしましては、大変やはりそういった部分では国保制度にどうしても高齢者が偏ってしまう、収入の低い方が偏ってしまうという根本的な問題は残るということはご指摘のとおりだと考えております。

それから、保険税を払える人、払えないのかといろいろある中で、確かにうちのほうでは払ってもらえばいいというような考え方で納税相談を行っているわけではございません。担当者は社会福祉にも通じている職員を当たらせておりまして、保健福祉サイドとの連携をとりながら、生活相談に乗ったり、あとは適正に保険加入等がなされているかとか、例えば社会保険に入っていたのに国民健康保険の手続きを忘れているとか、そういった生活全般の相談等も受けながら、納税に結びつけていくような指導をしているつもりでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（後藤清喜君） ほかにございませんか。今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 私も1件だけ、ちょっと細かいことをお伺いいたします。

決算書の222ページ、1目18節備品購入費について伺いたいと思います。

附表では176ページなんですけれども、健康づくり備品等購入事業ということあります
が、これらの備品とはどういったものを購入しているのか、今年度は体力づくりの備品と健
康づくりの備品が両方出ているみたいなので、そちらの説明をお願いします。

○委員長（後藤清喜君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） こちらは附表の175ページにありますが、保険事業の中で、例
えば26年度ですと、健康づくりのスポーツ大会への支援ということで、グラウンドゴルフの
用品等を購入して、公民館、生涯学習課へ提供しているとか、あとは保険事業ですので、身
長計、体重計等を国保から費用負担して保健センターに備えつけて健康相談等に活用してい
ただいているという状況でございます。

○委員長（後藤清喜君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 わかりました。

では具体的の、もう少し攻めっぽい健康づくりというか、例えば病気にならないためとい
うか、それを予防するような形の備品購入費なんでしょうけれども、そういった取り組みの中
で……。

それで、去年は体力づくりだけでおととしは健康づくりだけだったんですけども、その違
いというか、そのところは需要にもよるのでしょうかけれども、そこで伺いたいのは、こう
いったグラウンドゴルフ等に取り組んでいるとその分元気で病院にかかるないのでしょうけ
れども、そのほかの健診を含め予防的な取り組みを伺いたいと思います。

○委員長（後藤清喜君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） この保険事業の前段で申し上げました、確かに疾病が重症化す
る前の発見等が大切であって、それを医療に結びつけていくことによって、やはり保険事業
としての給付が下がるわけですから、これは大切な事業ということで位置づけて実施してお
るんですが、なかなか受診率が上がらないというような現状もございます。附表に示してい
るとおり、受診率が30.5%、前年度は若干下回るような実績となっているということでござ
いまして、この辺は常日ごろから保健福祉課等と協議をしながら、どういう受診体制をとっ
ていったらいいかということで検討を進めてございまして、27年度、この実績ではございま
せんが、新たに特定健診の一部負担金を国保の被保険者に限って、限ってというか、無料化
等を導入しまして、検診の受診者を少しでもふやそうという取り組みを始めているところで
ございます。

○委員長（後藤清喜君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 わかりました。

そこで、もう1つだけ伺いたいのは、この備品購入費なんですけれども、例年30万ずつ計上しているみたいですが、これを例えば年寄りの方たちのスポーツというか、先ほどグラウンドゴルフでも説明ありましたけれども、そのほかに取り組んでいるようなスポーツとかはあるんでしょうか。もしそういうものがあったらもっと予算を見て、なるべく体を動かすようなスポーツを奨励していっていただきたいと思うんですけれども。

あともう1点、健康づくりもそうなんですけれども、お年寄りの方が働くということで、以前シルバー人材センターのようなものがあったんですが、関連でお伺いしたいんですけども、その後の動きというか、お年寄りに幾らでも小遣い稼ぎみたいな場を設けられるのかどうか伺いたいと思います。

○委員長（後藤清喜君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 私から備品購入に関して回答させていただきますけれども、生涯学習課で実施しているいろいろなスポーツへの取り組みに関して、毎年変わった要望がございまして、例えば26年度はグラウンドゴルフでしたが、その前年は確か野球だったとか、そういう形で町民向けに、取り組んでいるスポーツで国保事業としてお手伝いできる部分に、予算の限度もございますが、継続して支援してまいりたいと考えてございます。

○委員長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） シルバー人材センターの現状とその後というか、見通しなどについてということでございますが、ご案内のとおり震災後は、一旦シルバー人材センターは閉鎖ということになっていましたので、それにかわる高齢者の新しい類似の活動を民間の方々で始めておりまして、入谷の鏡石のほうに拠点施設をつくりまして、そこで高齢者の方々にそういう活動に慣れていただくということから今始まっております。それがまだ規模的には新しくシルバー人材センターをオープンできるほどまでは達しておりませんが、段階的にそこを目指した活動ということで、町もそれを支援してまいりたいという状況でございます。

○委員長（後藤清喜君） ほかにございませんか。阿部 建委員。

○阿部 建委員 214ページの1項療養諸費でありますが、前年よりかなり減額になっております。不用額も8,900万、そういうふうに、高額に示されております。この原因としては、前者も伺っていたようではありますけれども、一番に何がそういうふうになったのか。附表を見

ると、世帯数が617という、これは世帯数が減ったのか、患者が減ったのか、そして1人当たりの給付が少なかったのか、それについて伺いたいと。現在1人当たりの給付額が一体幾らになっているのだろうなということで、一番の減額の原因が何であるのかということです。

それから、225ページの3目の償還金、利子及び割引。過年度分療養給付費等負担金返還2,300万。いろいろ返還というのが載っているわけでありますけれども、これらは説明にはあったのかもしれません、昨年と比較してどのような感じになっているのだろうなということです。

まずもって、その辺の答弁をお願いしたい。

○委員長（後藤清喜君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 2点のご質問かと捉えさせていただきました。

まず、1点目の療養諸費が大幅に減少しているという部分でのご質問でございますが、委員ご指摘のとおりでございまして、被保険者数が年々減少傾向にあるということでございます。

附表の172ページに世帯数と被保険者数の状況をお示ししておりますが、25年度との比較で、世帯数で191、被保険者数で617減少してございます。

医療費の水準といったしましては、逆に震災前の水準を超えるような給付の実態がございます。1人当たりの給付額が30万を超えるような状況、震災前は20万後半だったものがそのような状況、医療それ自体の値上がりが影響しているかというのはなかなか難しいところでございますが、ですので減額の主な理由といったしましては、被保険者数の減少がやはり大きく影響しているのだろうと見てございます。

それから、不用額の部分のご指摘もございましたが、先ほどの説明でも申し上げたとおり、月にならしますと1カ月当たり1億2,000万の給付費の支払がございまして、やはり1カ月程度の余裕を持っておかないと、どうしても医療費に関しましてはなかなか推測するのが難しい部分もございまして、高額のレセプト等が発生しますと、何千万とかというのが一回に変動するというような状況にありますので、そういうことでご理解いただければと思います。

それから、償還金のことございますが、25年度からというか、震災後保険給付に関しましては国のさまざまな支援措置等がありまして、通常の国の負担のほかに、補助金等だったりいろいろな支援を受けてまいりました。それが理由というわけではございませんが、そういった給付の見込みに対しまして、負担金だったり補助金が交付されるわけでございますが、

翌年度、前年の医療費のかかった状況に応じて精算が毎年発生するということでございまして、その年の医療費の動向によって大きく変動するものでございまして、26年度に関しましては、逆に25年度より相当返還するお金が少なくて済んだというのは、そういった申請額と実績額の差が小さかったということでございまして、そのようにご理解いただければと思います。

○委員長（後藤清喜君） 阿部 建委員。

○阿部 建委員 一般被保険者の療養給付の関係ですが、世帯数で附表を見ると9件ですね。世帯数で前年度より件数で9件。世帯数はそういうこと、被保険者の関係はここに示されたとおり合計で617ということですけれども、そうすると世帯数の動向をちょっとお伺いしたいなと思ってあえて質問しているわけです。

それから、1人当たりの給付額が前よりも多くなっているんだと。1人当たり30万ぐらいという説明です。

そういう中で、差額については県と国に返還する、その返還額が2,368万だと。大きく変更するものだと、見込み額なんだと、そのとおりでしょう。大きくということが変更になるものかということをちょっと理解しがたいものがありますが、どのような理由で、大きくいうことですから、これは間違いなく返還値が出るんです。出るんですが、適切な額ではないかなと私も見て今お伺いしているわけですけれども。

これは、バツという具合ではありませんから、それこそざくっとした最初からの見込みということで、それらについてもう一度、今までの年度、例えば前年、今年、決算書のそれらと比較してはどのようなものであるのか。

私は、2,300万そのものを返還して悪いとかいいとかではなくて、返還するほうが多いのがいいんですよ、これは。それだけ使う方が少ないということですから。それらをもう一度説明いただきたい。

○委員長（後藤清喜君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 2つの継続の質問に関しましてお答えいたします。

世帯数の動向でございますが、初めに人口が減っているという部分で、もちろん世帯数は減っていくわけですけれども、社会保険から国民健康保険に加入してくる人、またその逆で国保を離脱して社会保険に入る人等の動向も、震災後大きく動いているような状況もございます。

それで、24年度からの被保険者の世帯数の動向でございますが、24年度の年度末で2,850、

翌年度が2,651と減少しております。26年度末で2,460と、やはり減少傾向にあったんですが、実績ではございませんが、現年度の7月の段階で、逆に今度は2,519と増加に転じている状況もございます。これらは、今申し上げたとおり、例えば緊急雇用事業等で社会保険を取得していた方が国保に再加入してきたとか、そういう要因等があるのかなと考えているところでございます。

それから、償還金でございますが、先ほど大きく変動するというお話をさせていただいたのは、前年度との実績の比較で申し上げさせていただいたということで、例えば今年度26年度3,400万の支出で済んでいるんですが、前年度は1億7,400万返還しているという実態がございます。

給付費でいいますと、先ほど委員ご指摘の2,300万だった部分は昨年4,800万の返還があるということで、なかなかこの部分は給付の動向等が見通せなかつたりしておりますが、国の負担金、補助金等を一括精算する際に、やはり実績との差額がこのように年度によっても大きく変動するという意味合いでのご説明でございましたので、ご理解いただければと思います。

○委員長（後藤清喜君） よろしいですか。

高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 警報注意報の対応、課長さん方はお疲れのようですので、簡単に聞きたいと思います。

歳入の収入未済841万2千何がしあるんですが、この内容、特に25年以前の分の中身はどうなっているのか、その辺、1つ。

それから、216ページの出産育児諸費ですが、この部分について、今、給付の部分について医療費が上がっているかもしれないということであったんですが、この部分については上がっているのかいないのかです。

○委員長（後藤清喜君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 収入未済の内訳でございますが、附表の171ページにお示ししているとおりでございまして、25年度以前分が590万、26年度現年度の未納分が240万という内訳になって……。ちょっとその細分が、年度間のという数字はちょっと今持ち合わせてございません。申しわけございません。

それから、出産育児一時金の動向でございますけれども、現在1件当たり42万円の支給額ということでございますが、昨年も若干質問あったところですけれども、平均すると、それを

超えるような負担をされているという、都道府県で比較しますと、自治体等を含めあるようですけれども、それ以内で済むケースもあるということで、やはりお産の状況によって金額も変わってくるという捉え方をしております。

ですので、現行の42万でほぼおさまっているというか、それを若干超えるぐらいの平均額になっているのかなという捉え方をしているという状況でございます。

○委員長（後藤清喜君）　高橋兼次委員。

○高橋兼次委員　その半分以上は25年以上に未納なんですよね。収入未済になっているわけです。その25年以前の分を取れる見込みがあるのかないのかということなんです。納めていただくことができるのかできないのか。

それで、先ほど納税者によっては、人によっては強行策といいますか、少し強化した対応もすると言っていたのだけれども、それができる数字なのか、額なのかどうなのか、その辺あたりをもう少し詳しく、解消の可能性です。

それと、今の出産育児金ですが、例えばそれは大体この額でおさまるという見通しの説明であります、それはいち分娩といふんですか、何にでも変わりはないということなんでしょうかね。1回の分娩につき何人生まれても同じ費用なのかということなんですが、その辺あたりをもう少し詳しくわかれば。

その医療費が上がっているとすれば、これから人口減少について一番根幹になってくる部分に付属するのかなとは思うんですが、これから見直しなんていうのも必要なのかなという考え方のもとに質問しているんですが、いかがでしょうか。

○委員長（後藤清喜君）　町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君）　滞納の処分で先ほど差し押さえの例を挙げましたけれども、実際継続して、滞納者の世帯に関しましては納税相談等を繰り返しているような状況等もちろんございますし、生活実態からして納付がちょっと見込めない生活状況であるという場合は、滞納の処分停止、執行停止等の緩和措置もございますので、そういうものを組み合わせて欠損処分をするとか、そういう取り組みももちろん進めていくということでございまして、その生活の状況に応じて対応してまいりたいと考えてございます。

出産育児一時金につきましては、国民健康保険制度に限らず、被用者保険だったり大手企業の健康保険組合だったりとか、同じ健康保険法の制度の中で、定額で42万円は定められているという部分でございまして、当町の給付で26年度は発生しておりませんでしたが、25年度はそれ未満で、実費に係る給付ということでございますので、42万の給付に達しなかったケ

ースも中にはあるという状況でございます。

あと、医療費の動向につきましては、診療報酬の見直しが毎年国で行われているということで、近年は余り大きい見直しはされていないということでございますけれども、治療方法が変わったりとか、処方が、投薬等が変更になって高くなる場合、逆にまた安くなる場合もあると思いますので、その辺は月ごとの支払額等を見ながら今後とも注意深く動向を観察していきたいと考えております。

○委員長（後藤清喜君）ほかにございませんか。

ここで暫時休憩をしたいと思います。再開は11時15分といたします。

午前11時00分 休憩

午前11時15分 開議

○委員長（後藤清喜君）再開いたします。

危機管理課長よりけさ報告したんですけども、その旨の報告がございますので発言を許可いたします。危機管理課長。

○危機管理課長（阿部明広君）先ほど報告いたしました樋の口のほうなんすけれども、一部でかけ崩れが発生したということで、それから清水松井田のほうなんですが、1戸がけ崩れということなんすけれども、清水のほうは上のほうから水が入ったということで、床下に入ってちょっと今夜心配ということで、大森のほうに避難するということで、それからあと樋の口のほうは土砂を取り除く作業があるということで、そちらは数戸あるんですけども、ボランティアの方も住んでいるということなので、人数は今把握中ということなんですが、そちらにつきましても一部活性化センターに避難していただくという形で、一部の避難勧告をするということにいたしました。以上でございます。

人数等につきましてはまだ詳細を把握してございません。今、警察等を含めて調査中ということでございます。

○委員長（後藤清喜君）山内孝樹委員。

○山内孝樹委員 課長には話したんだけれども、議会中で電話が入っていて、志津川署かな、それと樋の口の消防団というか、何件か入ったんだけれども、さっき言ったように避難場所がどこかということです。石泉の活性化センターだと思うんだけれどもという話で今終わったんです。

ただ、駐在さんか何か確認はできなかったけれども、私のところはここに出てきて留守だか

らだけれども、あと3軒か4軒残っているというのを今言われたんだけれども、その指示はきちんとしてくれたのかな。それだけちょっと確認したい、区長も把握していないようだったということです。

○委員長（後藤清喜君） 危機管理課長。

○危機管理課長（阿部明広君） 危機管理課の職員が現地に行っておりまして、今その連絡が入りましたので、連絡がとれましたので、そのように指示いたしました。活性化センターでございます。

○委員長（後藤清喜君） よろしいですか。

では、質疑を続行いたします。佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 取り込み中、大変申しわけございません。特に防災服を着ている方々、大変ご苦労さまでございます。

そこで、町民税務課長は防災服を着ていないですから、ひとつ睡眠不足でもないでしょうかお伺いしたいと。一般会計でもお伺いしていますので、その整合性を保つためにもお伺いします。

それで、201ページ、国民健康保険税なんですが、一般会計でも申し上げましたが、収納率が98.48と。特に現年度を見ていきますと、99.55、99.55、90.47と。これは四捨五入すると皆100%なんですね。大変な収納率だと思います。

課長は、納税相談の開催とかいろいろ工夫しているんだというお話でございまして、その努力に敬意を表するわけでございますが、当然県下でナンバーワンの収納率なんだろうと思いますが、その辺、どうでしょう。

それから、被災者がいろんな支援を受けてその恩恵をこうむったという思いの中でこの収納率というか、納税もしなくてはならないという思いがあってこういう収納率になっているような感じがするんですが、今後の展開をどう見ておるのか。こういうふうな高収納率が今後も継続されていくのかどうか。その辺、課長はどういう見解をお持ちなのかお伺いします。

それから、収入未済額、前年度の1,600万から800万になっていますから半分ぐらいになっておると。それで、滞納処分の執行停止、このうち現在何件で税額がどれぐらいになっておるのかお伺いします。

それから、被保険者世帯数も大変減ってきておるということで、国保事業の運営というのは大変今後厳しくなっていくのだろうという思いがございます。7,462人から4,824人まで減少したと、附表の173ページですが。

それで、被災市町が連携して被災地域の配慮した国の継続的な財政支援について要望活動を行ったということでございますが、国の財政支援、その辺が今後どういう展開になっていくのか。

それから、以前から言われておりますが、いわゆる国保事業の広域化という形の中で、それぞれ都道府県一本化していくという形があつて、最近はなかなかその辺は出てこないようですが、その辺の展開というか、状況はどうなっているのか。以上、お伺いします。

○委員長（後藤清喜君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） それでは、5点ほどのご質問かと思います。順次お答えしていきます。

収納率の状況でございますが、町税と同様に県内でもトップの位置でございます。

それで、今後の徴収の状況でございますけれども、例えばというか、先ほども前委員の場面でお話しましたけれども、国保の加入者の変動が大きくございます。緊急雇用等を持ち出してあれなんですけれども、社保から国保に再加入した方々等は、もちろん前年は収入があったんですが、当該年度、支払いの年になるわけですけれども、なかなか定職につけないとか収入が見込めないとなってきた場合、やはり支払いに苦慮する場面等も出てくるのかなと、部分的にではございますけれども、そういうことも考えていかなくてはならないでしょうし、震災直後から減免だったり一部負担金免除だったりという継続等がありますけれども、それらはいずれなくなるということになると、やはり税の負担への賦課も大きくなってくるのかなということで、今後徴収というか、納付が難しくなてくる方々、被保険者がふえてくるのではないかということは想定しているところでございます。

それから、滞納処分に関しましての執行停止の状況でございますが、26年度国保税に限ってでございますが、これは期別ごとに件数を計上するので大きい数字になるんですが、96件で100万弱というような状況でございます。

それから、国の財政支援に関しましてですが、25年度から27年度まで被災3県に対して国保の追加支援等があったということで、今年度までは、実際収支とか基金の残高等をごらんになっていただけわざるとおり、何とか震災前から保険税率を変更しないで現在に至る財政部分ができているというのはやはりそういった支援も影響があるのだろうという評価をさせていただいているところでございますが、28以降の財政支援等についてはまだちょっと明確な意思表示等はされていない状況でございますが、一方で最後の質問でございますが、国保運営事業の都道府県化が決定して平成30年度からという部分もございますし、その中で

国全体としての国保への支援等の策が1,700億とか3,400億とかという数字が出てきておる状況下もありますので、一保険者といたしましては、何とか現段階では財政運営が一本化されるまでの間、この状況で財政運営を継続できればということを考えているというようなことでございます。

県から都道府県化のこういった作業とかこういった場面が出てきますとかというような具体的な指示はまだこれからということで、現在はまだ具体的な動きは町としてはとっていない状況でございます。

○委員長（後藤清喜君） 佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 前後しますけれども、そうすると30年度から広域化になると、県一本になるという理解をしてよろしいんですか。そうですか。

それで、行ったり来たりしていますけれども、収納率でございますが、課長が今話したように、ここまで来ると守るというか、収納率をキープしていくのは大変なんだろうという思いがございます。くどくど言ってもあれですから、引き続き徴収にご努力願いたいと思います。

それから、30年度までの当面の国保事業の運営でございますが、現在基金が2億5,000万ほどあるという形です。例えば28年度に向けて、税率改正とかそういうことが今後考えられるのかどうか、その辺だけお伺いして終わります。

○委員長（後藤清喜君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 現段階では、この附表にもあるとおり2億9,000万の現在高という部分でございますので、1人当たりの被保険者数にしても数万円の額ということになりますので、現段階では28年度の税率改正等は、検討にはまだ入っていない状況でございます。

○委員長（後藤清喜君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第2号を採決いたします。

本案は原案どおり認定すべきものと決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり認定すべきものと

決定されました。

次に、認定第3号平成26年度南三陸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

平成26年度南三陸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の細部説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者（芳賀俊幸君） それでは、平成26年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の歳入について申し上げたいと思います。

227ページ、228ページでございます。

1款の後期医療保険料ですが、9,027万9,700円の決算額で、昨年度対比15.7%の増となっております。収入未済額がマイナス表記してありますのは、次年度において還付されるということでございます。歳入総額に対する構成比は64.5%となっております。

2款使用料及び手数料ですが、督促手数料が5万8,800円の決算額となっております。歳入の構成比はゼロ%です。

3款繰入金ですが、一般会計からの繰入金で4,482万2,702円の決算額となっております。昨年度対比15.4%の減となっております。歳入の構成比は32%となっております。

4款繰越金ですが、平成25年度からの繰越金で458万8,199円の決算額となっております。昨年度対比31.9%の減となっております。歳入構成比は3.3%となります。

5款諸収入ですが、25万9,319円の決算額となっておりまして、歳入の構成比は0.2%となります。

収入合計は1億4,000万8,720円となりまして、昨年度と比較しますと、率で1.4%、金額で191万9,057円の増となりました。

以上、歳入について申し上げました。よろしくお願ひいたします。

○委員長（後藤清喜君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） それでは、私からは歳出の説明をさせていただきます。

まず、概要といたしましては、本会計は、後期高齢者医療制度における被保険者が負担する保険料を受け入れまして、それを保険者たる宮城県後期高齢者医療広域連合に納付するという性格の会計でございます。

229ページ、230ページでございます。

支出総額1億3,758万で、昨年比較で225万円増加ということでございます。執行率は97%でございました。最下段の実質収支は425万1,000円の差し引き残となりまして、翌年度への繰

り越しとなるということでございます。

詳細でございます。235ページ、236ページでございます。

1款19節負担金補助でございますが、後期高齢者広域連合への納付金でございまして、歳入における保険料と一般会計から繰り入れました県及び町の負担分の保険基盤安定繰入金を合わせて広域連合への納付金とするという内容でございます。

その他の支出につきましては保険料の還付等となってございます。

被保険者の動向、保険料の賦課等につきましては、附表の177ページ以降にお示ししているとおりでございますので、ご確認いただければと思います。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（後藤清喜君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。阿部 建委員。

○阿部 建委員 今、説明が終わりましたが、後期高齢の関係ですけれども、附表の177ページに内容が示されております。

私も二、三カ月前に後期高齢者になって、ここには誰もそんな人はいないだろうけれども、興味を持っていろいろお伺いしたいなと思っているんですけども、75歳から79歳、75歳以上が後期高齢者ということなんです。65歳以上69歳までが前期高齢者というふうになっておりますが、昨年度との比較等は載っているが、どうも附表の説明が余りないので、まず後期高齢者の動向なども伺いたいと思いますけれども、今平均寿命は男性が83歳ぐらいですか、女性が88歳ぐらい、わかればその辺もお伺いしたいと思います。

そのような中で、いろいろここに示されております。75歳から79歳までの関係であります
が、現役並みの所得者が26名となっています。そのようなわけで、計算方法が下のほうに書
かれていますけれどもわけがわからないので、簡単に説明していただければいいなと思いま
す。それで、現役並み所得者ということは、一体どのような、何歳から幾らの所得が現役並
みということなのかです。

それから、1人当たりの限度額についてはどのような内容になっているのか。

それから、きのう私はちょっと体の調子が悪くて、復旧費でお伺いしようかと思ったので、
その関連になりますけれども、災害復興税というんですか、ありますね、復旧税。これが國
民1人の計算は500円。町税に対しては500円、県税に対しても500円。1人当たり1,000円ぐ
らい、10年間払うことになっていますね、復興税。それらが本町として一体幾らぐらいなん
だろなと思っているんですが、これは世帯割なのか1人当たりなのか、そこら辺、間違
はありませんか。1,000円ということ、まず町民税と県民税を合わせたのが住民税と言われて

いるわけですから、その辺が間違はあるのかないのかです。

○委員長（後藤清喜君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 3点ほどのご質問かと思います。

被保険者の状況でございますが、委員ご指摘のとおり、高齢化率が年々増加しているということでございます。ですので、人口は減っているんですが、後期高齢者の被保険者数は大きく減ってはございません。手元にある資料で、23年3月末2,977名だった被保険者が現在2,568ということで、減少はしているのでございますが、やはり高齢者の伸びで27年度になってほぼ横ばいのような状況が続いている状況になってございます。

経年の人数を言いますと、23年3月末で2,977、24年3月末で2,570、25年3月末で2,640、若干ふえたわけですけれども、26年3月末では2,577、転出だったり死亡だったりというのもございますので、現在このような推移をとっております。

現役並みの所得者でございますが、26年度の実績として26名となってますが、前年は21名でございました。この判定でございますが、現役並み所得者というのは、住民税課税所得が145万円以上の被保険者という規定がございます。保険料の限度額は、年間55万円という状況でございます。

それから、ちょっと後期高齢者医療から外れるんですが、委員ご指摘の復興住民税に係る部分ですが、いわゆる町県民税でございますけれども、間違えなく500円500円で1,000円でございます。

賦課の状況でございますが、25年度でこれは均等割にプラスして賦課するということでございますので、均等割課税をされている方々が等しく納めているということでございます。26年度の実績で7,514名となってございます。

○委員長（後藤清喜君） 阿部 建委員。

○阿部 建委員 そうすると、人口が減っているんだが後期高齢者の数は横ばいなんだというような説明なのかなだと思います。最高額55万ということなんですね。

そして、現役並みの所得者が27年3月末現在で26名が145万ということ。それで、その内容をよく見ると、私なりにちょっと見たんですけども、本町での後期高齢者の、大体75歳以上になると145万というのも大変になっているのが、年金所得者がかなりの内容を占めているのかなと、歳入内容ですね。それで、その資格です。年金収入者とも現役並みの所得者。これらについて、何せ幾ら収入が個人にあっても55万が限度額ということですからね。それで、この現役所得者の中で最高額を納めている所得者がどの程度、26人ぐらいがほとん

どなのか、その辺の年金所得だと多いのではないかと思いますが、それらの資格について説明していただきたいと。

本町の1人1,000円、復旧関係、復興税。これは1人なんですか。世帯ではなくて1人なのか。そこらも……。その辺で本町では幾らその復興税、それらが歳入になっているのか、その辺について伺いたいと思います。もう一度お願ひします。

○委員長（後藤清喜君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 現役並み所得者につきましては、もちろん圧倒的に年金所得者が多いわけでございまして、全国で申し上げますと、5,668円が平均の保険料ということになってございます。ですので、年額だと6万7,000円くらいが全国の平均ということになってございます。

当町における最高額につきましては、この26名のうち何名かということなんですが、それについてはちょっと今手元に資料がございませんので、申しわけございません、ご勘弁いただければと思います。

それから、先ほど申し上げました復興住民税につきましては7,514名ですので、750万になると。町民税分は半分ですので、375万くらいになるのかなということでございます。

○委員長（後藤清喜君） 阿部 建委員。

○阿部 建委員 全国のいろんな内容を説明されましたが、本町は後期高齢の関係の年金と所得者との関係です。年金をいただいている方が全国的にも多いという。恐らくざくっと見て75%ぐらいが年金なのか、80%ぐらいですか、それは税務課長、ざくっとではなくびたつと出るのでしょうか。

○委員長（後藤清喜君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 被保険者数イコール年金受給者と考えてございます。高額所得者はその他に役員報酬だったり不動産収入だったりがあるということで、多分この年代ですと漏れなく年金受給者、一部の保護世帯等を除けばそういうような状況になっているかと思います。

○委員長（後藤清喜君） よろしいですか。

ほかにございませんか。小野寺久幸委員。

○小野寺久幸委員 231ページ、特別徴収が減って普通徴収がふえていると補正されています。その辺の事情をお伺いします。

それから、2節滞納繰越分が100%収納になっておりますけれども、先ほどもお伺いしまし

たけれども、どのように行われたのかお伺いします。

○委員長（後藤清喜君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） まずもって特別徴収と普通徴収の区分でございますが、その年に誕生日を迎える方々は年金からの天引きに切りかえることができないので、普通徴収になるという部分とか、あと極端に所得に変動があった方が特別徴収から普通徴収に切りかわったりするという部分がありまして、年間の調整としてこのような補正の減額やプラスの調整が行われるというシステムになってございます。

それから、収入未済がなくなった部分については、この部分につきましては強制的なものではございませんで、ご理解を得て納付された未納額と聞いております。

○委員長（後藤清喜君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

次に、認定第4号平成26年度南三陸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

平成26年度南三陸町介護保険特別会計歳入歳出決算の細部説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者（芳賀俊幸君） それでは、平成26年度介護保険特別会計歳入歳出決算の歳入についてご説明申し上げます。

238ページ、239ページでございます。

1款保険料ですが、2億5,146万2,202円の決算額で、昨年度対比8.3%の増となっております。収入未済額がマイナス表記しておりますのは、後期高齢者特会でも申し上げましたが、次年度において還付されるということでございます。歳入総額に対する保険料の構成比は16.1%となっております。

2款使用料及び手数料ですが、督促手数料が5万9,800円の決算額となっております。歳入の構成比はゼロ%です。

3款国庫支出金ですが、3億6,808万3,621円の決算額で、昨年度対比2.5%の減となってお

ります。国庫補助金が11%ほど減となったことによるものでございます。歳入の構成比は23.6%となります。

4款の支払基金交付金ですが、4億1,442万8,000円の決算額で、昨年度対比5.2%の増となっております。歳入の構成比は26.6%となります。

5款県支出金ですが、2億2,468万4,170円の決算額で、昨年度対比4.7%の増となっております。歳入の構成比は14.4%となります。

6款財産収入でございますが、基金利子1万687円の決算額となっております。

7款繰入金ですが、2億4,920万1,000円の決算額で、昨年度対比7.2%の増となっております。歳入の構成比は16%となります。

8款繰越金ですが、平成25年度からの繰越金で5,081万7,840円の決算額となっております。昨年度対比3.8%の増となっております。歳入の構成比は3.3%となります。

9款諸収入ですが、18万7,110円の決算額となっております。歳入の構成比はゼロ%です。

収入合計は15億5,893万4,430円となりまして、昨年度と比較しますと、率で3.9%、金額で5,899万2,436円の増となりました。

以上、歳入について申し上げました。よろしくお願ひいたします。

○委員長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） それでは、私からは歳出について説明申し上げたいと思います。

254、255ページをごらん願います。

1款総務費でありますが、支出済額2,239万1,000円余りで執行率は81.2%がありました。前年度との比較におきましては26%ほど増となっております。増の理由につきましては、項、目のところで説明したいと思います。1項総務管理費1目一般管理費でございますが、こちらは職員の人事費及び事務的経費の決算でございます。この部分で13委託料、システム改修の委託料、これは制度改革に伴うものです。プラス第6期の介護保険事業計画の策定委託料300万ほど。この部分が前年度との比較で増となっておる部分でございます。

続いて、2項徴収費1目賦課徴収費でございますが、支出済額88万6,000円ほどということです。こちらにつきましては介護保険料の通知、それから督促事務等の経費の決算でございます。

3項介護認定事業費1目介護認定事業費につきましては618万ほどの支出ということでありまして、前年度に比べ60万ほどの減額となっております。こちらにつきましては、介護認定

審査会に要した経費でございます。

続いて、256、257ページ、保険給付費でございます。

保険給付費につきましては、予算額14億5,000万に対しまして支出額が14億1,949万円ほどということで、執行率は97.9%でございます。前年度との比較におきましては5.8%の増となってございます。

介護給付費の中身につきましては、決算附表の182ページから183ページのところで、それぞれ介護サービス、介護予防サービス、高額サービス等について載せてございますのでごらんになっていただきたいと思います。

介護保険につきましては、第6期の事業計画がありまして、それに対して26年度におきましては、計画を100といたしますと、給付の実績は、指数で申しますと93といった実績となってございます。

続いて、262ページ、263ページをお開き願います。

3款地域支援事業費でありますが、こちらは支出額4,680万4,000円余りということで、執行率は94.2%であります。

内容といたしましては、1項介護予防事業費1目高齢者介護予防事業費におきまして、職員の人工費及び介護予防事業に要した経費でございます。前年度に比較いたしまして9.3%の増となっております。

続いて、264、265ページをお開きください。

2項地域包括支援事業費1目ケアマネージメント事業費につきましては、同じく職員の人工費と相談業務に要した経費でございます。支出額は前年度とほぼ同額となってございます。

続いて、2目任意事業費でございますが、任意事業費におきましては家族介護用品支給事業ということで、20の扶助費に321万ほどの支出がございますが、紙おむつの支給をしております。

4款基金積立金におきましては、財政調整基金の利子分の積み立てということで1万円ほどの支出でございます。

続いて、266、267ページをごらんください。

諸支出金でございますが、2,421万円ほどの支出ということでございまして、中身といたしましては、1項償還金及び還付加算金のところで1目第1号被保険者保険料還付金ということで、過年度分の保険料の還付金でございます。

2目償還金につきましては、介護給付費等の生産によります国庫支出金等の過年度分償還金

で、こちらには国庫分経営の償還分、それから支払基金への交付金、合わせて1,636万ほどでございます。

3項繰出金、一般会計繰出金につきましても、前年度の介護給付費等の精算を行って、一般会計へ繰り出すものでございます。

歳出総額が15億1,291万5,000円余りということで、こちらは前年度に比較して4.4%の増となってございます。

以上、簡単ではございますが、詳細説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（後藤清喜君） ここで昼食のための休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午後0時00分 休憩

午後1時08分 開議

○委員長（後藤清喜君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は歳入歳出一括で行います。

質疑に際しましては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは、質疑に入れます。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入れます。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

次に、認定第5号平成26年度南三陸町居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

平成26年度南三陸町居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の細部説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者（芳賀俊幸君） それでは、平成26年度居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の歳入について説明させていただきます。

269ページ、270ページでございます。

1款使用料及び手数料ですが、232万50円の決算額で、昨年度対比49.5%の減となっております。これは、平成26年度をもって事業を閉鎖することから、民間事業者にケースを移行したことによるものでございます。歳入の構成比は13.4%となります。

2款繰入金ですが、一般会計からの繰入金1,403万9,000円の決算額となっております。歳入の構成比は81.2%となります。

3款繰越金ですが、平成25年度からの繰越金で93万2,788円の決算額となっております。歳入の構成比は5.4%となります。

4款諸収入を加えまして、収入合計は1,729万2,769円となりまして、昨年度と比較しますと、率で1.6%、金額で27万7,183円の減となりました。

以上、歳入について申し上げました。よろしくお願ひいたします。

○委員長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） それでは、続いて歳出の説明をいたしたいと思います。

決算書の275、276ページをごらんください。

1款総務費 1項総務管理費 1目一般管理費でございますが、支出済額1,563万4,936円であります。予算の執行率は95.8%であります。前年度との比較では2%の減ということで、前年度並みの決算となってございます。中身につきましては、職員の人事費ということでございます。

2款の居宅介護支援事業費 1項居宅介護支援事業費 1目居宅介護支援事業費につきましては、ケアプラン作成のための事務的経費でございます。支出額は54万4,000円ほどということで、前年に比較しますと20%ほどの減となっております。

ご承知のとおり、居宅介護支援事業費につきましては、昨年12月議会定例会において活発なご議論をいただきまして原案どおり可決されたところでございまして、平成26年度をもって閉鎖ということになります。今後においては、町として民間事業者の指導、相談に積極的な役割を果たしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、細部説明とさせていただきます。

○委員長（後藤清喜君） それでは、質疑に入ります。小野寺久幸委員。

○小野寺久幸委員 先日も質問ありましたけれども、この居宅介護支援事業が終わったことによって、民間の業者にみんな行ったと。そこでいろんな問題とか課題とかは起きていないのか、改めてお伺いしたいと思います。

○委員長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 特に会計を締めたことによる大きな問題ということは発生しておりませんが、最近になりましてケアマネージャーの不足等ということが呼ばれておりまして、実際にそのような形が見受けられます。

今後におきましては、さきの質問にもありました、町としてそのような事業所の支援とか、資格取得に対する助成であるとか、そういった政策を考えてまいりたいと思っております。

○委員長（後藤清喜君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

次に、認定第6号平成26年度南三陸町市場事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

平成26年度南三陸町市場事業特別会計歳入歳出決算の細部説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者（芳賀俊幸君） それでは、平成26年度市場事業特別会計歳入歳出決算の歳入についてご説明申し上げます。

278ページ、279ページでございます。

1款使用料及び手数料ですが、1,017万2,540円の決算額で、昨年度対比10.3%の増となっております。歳入の構成比は44.5%となります。

2款の県支出金ですが、委託金5万760円の決算額となっております。歳入の構成比は0.2%となります。

3款繰入金ですが、一般会計からの繰入金500万円の決算額となっております。昨年度対比66.7%の減となっております。歳入の構成比は21.9%となります。

4款繰越金ですが、平成25年度からの繰越金で702万6,607円の決算額となっております。昨年度対比115.9%の増となっております。歳入の構成比は30.7%となります。

5款諸収入は、61万8,588円の決算額となっております。歳入の構成比は2.7%となります。

収入合計は2,286万8,495円となりまして、昨年度と比較しますと、率で18.6%、金額で521万6,869円の減となりました。

以上、歳入について申し上げました。よろしくお願ひいたします。

○委員長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 失礼いたしました。

決算書、284ページをお開き願います。

歳出について申し上げます前に、事業全体の概況から申し上げます。

平成26年度の市場事業、水揚げの状況でございますが、数量的には前年対比99%という実績でございましたが、サケ類の金額、単価が上昇いたしまして、水揚げ金額で申し上げまして115%という状況でございます。115%の伸びということで、本町水産業の復興を象徴するような形の結果となりましたのでご報告させていただきます。

歳出の内訳といたしましては、1款市場事業費、2款公債費、3款予備費となっておりますが、費用の割合から申し上げますと、公債費、いわゆる旧市場の起債の償還金が主でございます。金額で申し上げますと、市場事業費の合計で260万ほど、公債費の金額といたしまして1,780万ほどという支出となっております。

合計の金額でございますが、287ページの支出済額歳出合計が2,038万8,352円という状況でございます。

○委員長（後藤清喜君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 何点かお伺いいたします。

新しい市場の進捗状況をまず。

そしてあと、ことしのサンマの水揚げは、昨年はなかったという報告だったんですけども、ことしはどうだったのか。

そしてあと、水揚げの魚種のベスト5つまで載っていますけれども、その下の部分のベストテンぐらいまでもしおわかりでしたら。

あともう1点は、水揚げの魚種に対して、取り扱いの、例えばホヤ、ホタテ、ワカメ、メカブ等の状況について伺いたいと思います。

○委員長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 新しい市場の状況でございますが、現在建設工事中でございます。平成27年度中完成を目指してということで鋭意努力しているところでございます。周辺

の工事との兼ね合いもございますけれども、そういったことで努力している状況にございます。

それから、サンマの水揚げにつきましては、昨年もこの決算でご質問いただいたこともあります。漁協並びに水産事業者の方にも働きかけをしながらと思いましてお話をしています。また、震災前町の中で大手の1業者さんがサンマの加工に着手していたそうですが、震災後サンマの加工には、マンパワーの問題や施設の復旧の問題などもありまして、現在まだできない状況なんだそうです。そういうこともありまして、サンマの水揚げの協力につきましては、そういう状況が整い次第、また漁協とあわせて鋭意努力してまいりたいと思っております。

それから、水揚げのベストテン、大きな分類として、この附表にあるもの以外では、ヒラメ、アイナメ、イカナゴ、イサダ、イカ類などというふうな分類で水揚げの統計をとっていく状況でございます。

それから、養殖類、ホヤ、ホタテ、メカブの水揚げ状況ということでございます。この分は市場を通さずに直接取引されている部分が多くて、市場の中に、ワカメなんかは袋詰めされた幾分の部分はそこを流通するんですけども、市場会計の中には入ってきておりません。

状況的には、震災後の養殖の復興とともに、段階的に増量されてきているのだろうと思っております。

メカブは、とりわけ町内ではほぼ100%皆消費されているぐらいの状況にございます。

○委員長（後藤清喜君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 市場の進捗状況についてはわかりました。

サンマの水揚げのほうも扱う業者の問題ということで、そこで魚種のあれですけれども、ヒラメがちょっと聞き取れなかったものですから、それでもう少し詳しく、数量ベースでもよろしいですし、金額ベースでもよろしいですので、金額もしくは数量を教えていただきたいと思います。

それとあと、一昨年の放射能の関係の、スズキ、クロダイはその後解除になったのかどうか、それも伺いたいと思います。

それで、先ほどのホヤ、ホタテ、ワカメ、メカブなんですが、市場での取り扱いは余りということなんですねけれども、実際生産高というか、幾らぐらい、養殖関係のホヤ、ホタテ、ワカメ、メカブあたり、町でどれぐらい生産というか、お金を稼いでいるのか、そういったものがもしあわかりでしたら、個人の取引ということなんですねけれども。

あともう1点は、魚種の中のタコ類とありますけれども、タコ類について若干、このタコはマダコとミズダコの分類がなされているのか、それとも一緒にこの数量なのか伺いたいと思います。

○委員長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 申しわけないんですが、市場事業の中で把握している資料の中には、養殖で直接取引されている部分については資料を今持ち合わせてございませんのでご了承いただきたいと思いますが、まずスズキ、クロダイの関係ですけれども、この分についても特に前年度と状況的に変わった取り扱いにはしておりませんので、自粛の状態ということになります。

それから、タコについては、申しわけないんですが、こちらは水揚げの統計上は一緒の分類になりますので、ちょっとそれはご了承の上お聞き取りいただきたいと思いますが、区分ごとの水揚げ金額ということですので申し上げます。

ギンザケからです、5億5,000万。サケ類として、シロザケなどです、8億4,000万。よろしいでしょうか。それから、カレイが2,000万。ヒラメが3,000万。よろしいですか。

それ以外のもの、順番になつていないので申しわけないんですが、済みません、量の順番には申し上げかねますが、アイナメが700万。イカナゴ100万。イサダ8,000万。イカ類700万。タコ9,800万。ごめんなさい、タコ類統計して1億ですね。1億に統計しているようです。

というような大体内容でございます。

○委員長（後藤清喜君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 取扱量はわかりました。いろいろな魚種ということで。

そこで、一、二点なんですが、ホヤ、ホタテ、ワカメ、メカブは、市場会計では取り扱っていないということなんですけれども、それではどこで担当、町で担当しているのか、担当はしていない、どこの課でも扱うというか何なりの……。

あともう1点、タコについてなんですけれども、両方まじっているということなんですけれども、当町はこれから町長がまた明石に行くというお話もこの前聞きましたが、南三陸町で名物としてのタコはどういったタコなのか、いろいろタコがあると思いますけれども、実は先日のツールド東北のときに私が見ていましたら、行くときにヘルメットの上にタコを乗っけている人が4人ぐらいだったんですけども、帰り道は60人ぐらいがヘルメットにつけていました。そういう形で名物としてのタコはどういったタコなのか、伺いたいと思います。

○委員長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） お尋ねの趣旨がちょっとあれなんですかけれども、マダコとミズダコを大きく分類して產品として取り扱っております。もちろんどちらも南三陸を代表するタコの名品として売り出しておりますので、とりわけ震災前ですと、マダコが大変有名な志津川ダコとして出ておりましたし、やわらかくておいしいミズダコも今非常に人気があるものと思っております。

大変申しわけないんですが、養殖物の資料が今手元にないということでございますので、よろしくご理解いただきたいと思います。もし必要がございましたら、また追ってそれはご提示させていただきます。

○委員長（後藤清喜君） ほかにございませんか。高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 1点、附表で25年、26年、トン数的にはやや戻ってきてているということで18億、20億ということですが、開設側、町に入る手数料というのは、この前聞いたんですけどもちょっと忘れてしましたので、割合といいますか、金額等は。

○委員長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） ご質問の部分につきましては、市場条例に記載されてございます率でございますが、水揚げ高の1,000分の5ということで規定されてございます。

○委員長（後藤清喜君） 高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 わかりました。1,000分の5ですね。

それから、運営状況はここに説明があるんですが、この水揚げの具体例ではなくて、経営内容といいますか、そういうところはどうなっているのか、できればかかわりがありますので知りたいんですが、そこまでは町では把握というか、そういう調査等はしていないんですか。

○委員長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 経営といいますと、卸売市場事業者のほうでしょうか。あとは仲買人さんといいますか、買受人さんもそれぞれいらっしゃるので、そちらの事業ではなく。

○委員長（後藤清喜君） 高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 組合が運営しているということで、会計部門の中には市場の部門的な経営内容があるかと思うんです。その部分あたりは、町では一々その内容について指示、示唆するわけではないのでしょうか。確認というか、そういう資料は見ていないんですか。どうなって

いるのか。

○委員長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 町といたしましては、この市場事業を介しまして、生産者と買い付ける側とそれを取り持つ卸売事業者、それぞれの動きを統括的に管理するというようなことは行っておりますが、個別の中身は申しねげないんですが掌握できておりません。市場審議会とかそういったところでのご意見などの情報の範囲の中で把握に努めてはおりますが、具体にはそういった状況でございます。

○委員長（後藤清喜君） 高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 ちょっと質問の内容が届いていないのかなと思いますが、要は市場運営の中で運営側の組合の支所が、その部門だけで採算が合っているのか合っていないのかということなんです。

もし合っていないとすれば組合に負担がかかっているということになるわけですから、その辺あたりを精査して、これから新しい市場運営に対応しなければならないのかなという思いの中で質問したんです。いかがですか。

○委員長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） わかりました。

改めてそういった目線で組合と情報交換してみまして、また必要があれば施策を含めて考えさせていただきたいと思います。

○委員長（後藤清喜君） ほかにございませんか。三浦清人委員。

○三浦清人委員 課長、大変申しわけないんですが、これは市場会計決算の会計だから市場のことということになるのだろうが、我が町の基幹産業である水産の水揚げ高、養殖も含めて一体どれぐらいになっているのだろうかというのを前の委員さんだけでなく私たちも知りたいんですよね。どういう質問が出るのかということを想定しながらやっぱり資料は準備しておくべきだと私は思います。

後でという話なんですが、今すぐにそっちのほうにないんですか、資料なんかは。担当部局はこの放送を見ているでしょう。今、準備なんかしているのではないですか、出さなければならないのではないかということで。ただ見ているだけではないと思うんですよ。課長が答弁するのに困らないように、部下の方々はテレビを見ながら何を準備したらいいか、書類を今多分探していると思いますよ。まさか課長がもう少しいじめられればいいなんなんていうことで見ているわけではないんだから、喜んで見ているわけではないんだ。そのために皆さん

手を休めてこの放送を見ているわけですからね。

だから、どうです、今ごろは、間もなくコピーする予定でいるのではないですか、事務所のほうでは。簡単に出来る資料ではないんですか。短時間で出るのであれば、水揚げの種類、金額ぐらいはやっぱり把握しておく必要があると思うので、いかがでしょう。

○委員長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） ご指摘のとおりでございます。

ただ、今私のところにもがんばる漁業の資料があることはあるんですが、ご質問にお答えできるようなまとまり方ができていないものですから、ちょっとお時間をいただけるならばということで申し上げたつもりなんですけれども、担当でも恐らく同様の資料までしか手元には今ないと思いますが、集計とかあるいは漁協さんに問い合わせするなどして取りまとめることはお時間いただければ可能かと思う状況なんですけれども、申しわけございませんが、今のところそういうことでございます。

○委員長（後藤清喜君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 担当課長、この第1次産業の基幹産業の水産の町全体の水揚げ高を把握していないということが問題ですよ。そう思いませんか。今、驚きましたよ。これから漁協に連絡をとって聞かないことにはわからないということになると、一体何だろうという思いです。

○委員長（後藤清喜君） では、暫時休憩いたします。再開は1時55分とします。

午後1時39分 休憩

午後1時55分 開議

○委員長（後藤清喜君） 再開いたします。

産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 大変失礼いたしました。

やはり係で26年度の集計されたものの資料というのが漁協さんからまだ頂戴できておりませんで、申しわけございませんが、25年度の数値をもって概数ということで把握のお願いをいただけだと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

生ワカメの状況でございますが、2,457トンでございます。ボイル・塩蔵ワカメで933トン、生メカブ1,870トンでございます。続いてカキですが、殻つきのカキで420トンでございます。カキのむき身で136トンでございます。それから、ホタテでございますが、1,077トン。そのほかにウニとかアワビとか、天然ものは別にございますが、いずれ申し上げましたワカ

メ、メカブ、ホタテについては、いわゆる共販という取り扱いの中での生産量でございます。（「およその金額はわからないの」の声あり）失礼しました。

金額合計で申し上げますと、ウニ、アワビを含めての資料でございまして、28億円という状況でございます。

もし個別にまたご質問いただければ、先ほどの内訳ごとの金額も手元にございます。

○委員長（後藤清喜君）ほかにございませんか。阿部 建委員。

○阿部 建委員 いろいろ説明なさいましたけれども、私は山のほうで余り詳しくないんですけども、白サケが、定置網がいつから解禁といいますか、なされて、現在昨年度と比較して随分入っているということを聞いているんですけれども、そのようなことを課長が承知していればお伺いしたいなど。定置網の人たちは、今年は遡上が少ないのではないかと心配しているわけですけれども、出だしは去年よりいいというのですから。それと刺し網はいつから始まるんですか。定置網はいつから始まったのか、そして昨年と比較してどういう状況であるか。それから、刺し網、これはいつ解禁になるのか。刺し網の企業体は何ぼぐらいあるの、刺し網は随分ありますね。その辺、わかっていていれば説明願いたい。

○委員長（後藤清喜君）産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君）申しわけございません。刺し網の解禁といいますか、開始の時期については漁協さんのほうでの取り決めと思っておりますが、具体的な日にちについては承知してございません。

ただ、シーズンとしてはまさにこれからでございまして、サケ・マス増殖協会の中で資源確保のための網上げの協力などについては議題として役員の皆さんの中で今相談させていただいているところでございます。

定置の状況については、申しわけございませんが、今それほど多くが上がっているふうなニュースというのはちょっと私のところには来ておりませんで、定置についても同様にこれからがシーズンという状況と認識してございます。

○委員長（後藤清喜君）阿部 建委員。

○阿部 建委員 課長は私よりもやっぱりその点はわからない、山のほうにいるとわかるかもしれない。

刺し網は25日からだ。25日あたりからということを聞いているんだが、それで課長が25日のようですと言えばそうでしょう。でも、どうかわかりませんが、そんなことを聞いております。

それから、遡上率も現段階では、現段階はきのうきょうではありませんが、当初定置網が始まったのがいつなのか、かなりなりますよ、10日以上になるんですから。新聞ではそういうふうに、思ったよりも来ていると、去年よりも出だしあるらしいんだ。

その辺は課長、常にやっぱり注目して、決算で何を聞かれるかわからないから、今、白ザケのふ化場を大金かけてつくっているわけだから。この白ザケと銀ザケを除けば、志津川の市場は全く水揚げがないんですから。やっぱりこの辺には重点を置いて今後とも指導していくべきだろうと思いますので、ひとつ今後はそういうふうにしていただきたいと。終わります。

○委員長（後藤清喜君） 以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

次に、認定第7号平成26年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

平成26年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の細部説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者（芳賀俊幸君） それでは、平成26年度漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の歳入について説明をさせていただきます。

289ページ、290ページでございます。

1款使用料及び手数料ですが、176万7,380円の決算額で、昨年度対比14.7%の増となっております。収入未済額が2万5,340円発生しております。歳入の構成比は11%となります。

2款財産収入でございますが、基金利子4,563円の決算額となっております。

3款繰入金ですが、1,297万9,000円の決算額で、昨年度対比16.6%の減となっております。歳入の構成比は80.7%となります。

4款繰越金ですが、平成25年度からの繰越金で133万77円の決算額となっております。昨年度対比45.6%の増となっております。歳入の構成比は8.3%となります。

5款諸収入を加えまして、収入合計は1,608万2,144円となりまして、昨年度と比較しますと、率で68.3%、金額で3,458万6,516円の大幅減となりました。これは、袖浜浄化センターの災害復旧工事が平成25年度で完了したことによるものでございます。

以上、歳入について申し上げました。よろしくお願ひいたします。

○委員長（後藤清喜君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（及川 明君） それでは、歳出の細部説明をさせていただきます。

決算書の295、296ページをごらんいただければと思います。

最初に1款1項1目漁業集落排水施設管理費でございますが、25年度に波伝谷処理区を廃止したことに伴いまして、現在は袖浜処理区のみの稼働となってございます。1目につきましては、その維持管理費に要した費用を支出してございます。

次に、2款1項の公債費でございますが、地方債の元金並びに利子を支出してございます。歳出合計額が1,507万5,340円となってございまして、先ほど会計管理者から申し上げましたとおり、25年度と対比しますと大幅な減、3,430万円ほどの減となっております。要因につきましても、25年度に袖浜浄化センターの災害復旧工事が25年度で完了したということが主な要因でございます。以上でございます。

○委員長（後藤清喜君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

次に、認定第8号平成26年度南三陸町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

平成26年度南三陸町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の細部説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者（芳賀俊幸君） それでは、平成26年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の歳

入について説明させていただきます。

298ページ、299ページでございます。

1款分担金及び負担金ですが、7万8,600円の決算額で、昨年度対比72.7%の減となっております。歳入構成比はゼロ%です。

2款使用料及び手数料ですが、793万9,682円の決算額で、昨年度対比6.2%の増となっております。歳入の構成比は1.9%となります。

3款国庫支出金ですが、1億8,961万700円の決算額で、昨年度対比422.1%の大幅増となっております。金額では1億5,320万ほどの増となっておりまして、これは災害復旧費補助金の増によるものでございます。歳入の構成比は44.2%となります。

4款財産収入ですが、基金利子3,338円の決算額となっております。

5款繰入金ですが、一般会計からの繰入金2億2,846万4,000円の決算額で、昨年度対比37.1%の増、金額で6,180万円ほどの増となっております。歳入の構成比は53.2%となります。

6款繰越金ですが、平成25年度からの繰越金で304万6,415円の決算額となっております。昨年度対比27.2%の減となっております。歳入の構成比は0.7%となります。

7款諸収入を加えまして、収入合計は4億2,915万6,021円となりまして、昨年度と比較しますと、率で99.7%ですので、ほぼ倍増となっております。

以上、歳入について申し上げました。よろしくお願ひいたします。

○委員長（後藤清喜君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（及川 明君） 続きまして、歳出の細部説明をさせていただきます。

306ページ、307ページをお開き願います。

1款1項1目下水道総務管理費でございますが、主に人件費や事務的経費を支出しているものでございます。25年度と対比しまして6,730万円ほどの増となっておりますが、これにつきましては、13節委託料におきまして、廃止いたしました志津川浄化センターをバイオガス事業に転用するための汚泥の引き抜き、あるいは嫌気槽内部のろ材の撤去業務が発生したことによるものでございます。

次に、308ページ、309ページ。

2款1項1目特定環境保全公共下水道施設管理費でございますが、現在供用を行っております歌津処理区歌津浄化センター等の維持管理に要する経費でございます。13節の委託料におきまして、長寿命化計画の実施設計委託業務としての実施設計費といたしまして108万円を支出してございます。本件につきましては、15節の工事請負費で昨年度工事を発注いたしまし

たが、入札の不調によりまして910万円を本年度に繰り越したものでございます。なお、現在につきましては、6月に入札によりまして契約を締結し工事を進めているところでございます。

3款の公債費でございますが、地方債の元金利子の償還金でございます。

次の310ページになります。

5款1項1目特環公共下水道施設災害復旧費でございますが、伊里前処理区の災害復旧にかかる費用でございます。15節の工事請負費の支出額につきましては、6つの工区に分けました既設管の撤去の工事分でございます。委託料工事請負費の詳細につきましては、決算附表の189ページ、190ページに記載させていただいておりますのでご確認いただければと思います。

なお、13節の委託料、15節工事請負費の事故繰越におきましては、伊里前地区防集団地内の汚水管の布設工事、それと枡沢地区や防集団地の外側の部分の布設がえ工事、4つの工区にかかるものでございまして、現在工事を進めているところでございます。

最終的に歳出合計が4億1,700万5,136円となっておりまして、25年度と対比しますと、金額で2億515万円ほど、約2倍近い増となってございます。増額の要因につきましては、災害復旧工事が本格化したことによるものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（後藤清喜君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は歳入歳出一括で行います。

それでは質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

次に、認定第9号平成26年度南三陸町水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

平成26年度南三陸町水道事業会計決算の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（及川 明君） それでは、水道事業会計の決算について細部説明させていただきます。

まず最初に、収益的収入及び支出でございます。

決算書の313ページ、314ページをお開き願います。

最初に収益的収入及び支出のうち収入でございますが、水道事業収益が4億2,613万7,382円の決算となっております。25年度と比較して約1,679万円、率にしまして4.1%の増となっております。

第1項の営業収益につきましては、主に給水収益、いわゆる水道料金収入でございますが、25年度と比べまして3,072万円、9.8%の増となっております。消費税が26年度から8%になったということを割り引いても全体で約7%の増となってございます。

次に支出でございますが、水道事業費用といたしまして、3億8,201万1,696円の決算となつてございます。25年度と対比いたしますと1,627万円、4.1%の減となってございます。

第1項の営業費用につきましては、主に配水、給水にかかる費用や人件費、減価償却費等の費用でございます。25年度に比べまして1,060万円、約7.1%の増となってございます。これにつきましては、派遣職員が増員になったことが要因となってございます。

第2項営業外費用につきましては、企業債の借入利息、給水装置工事費の補助の支出となつてございます。

なお、收支にかかわります前年度対比等につきましては決算書の327ページ、支出の明細等につきましては330ページ以降に記載してございますので、ご確認いただければと思います。

なお、料金収入が微増ではございますがふえている要因といたしましては、給水人口そのものは微増で推移してございますが、復旧・復興関連の宿舎、あるいは水産加工場の経済活動が徐々に伸びてきているという分析をいたしてございます。

参考までに震災前の21年度決算と対比しますと、料金の部分でいいますと、約84%まで回復しているという状況でございます。引き続き動向を注視しながら、事業運営に当たっていきたいと考えております。

次に、315ページ、316ページの資本的収入及び支出でございます。

最初に収入でございますが、水道資本的収入の決算額が11億6,087万2,640円となってございます。25年度と比較しますと約8.9倍の決算額となっておりますが、本格的な災害復旧に着手したということで大幅な増となってございます。

第3項補助金につきましては、一般会計からの補助が1億6,559万5,000円となってございま

して、残りが災害復旧事業の国の補助金を直接受け入れているものでございます。

次に、支出でございますが、水道資本的支出、決算総額が12億5,421万9,619円の決算となつております。25年度と比較しまして約3.9倍の決算額となっております。収入でもご説明いたしましたとおり、災害復旧の本格的な着手が主な要因でございます。

なお、建設改良工事の概要につきましては、決算書の附属資料部分になりますが、326ページに記載してございますので、ご確認いただければと思います。

また、315、316ページの資本的収入及び支出におきまして、予算額との対比、それと不用額が非常に多い状況でございますが、補正予算等で減額などの処理をしなかつたことが要因でございまして、今後このようなことがないよう、予算管理を徹底してまいりたいと思ってございます。

次に、財務諸表関係についてご説明させていただきます。

318ページになります。損益計算書でございます。

この決算書につきましては、26年度中の経営成績を明らかにするためのものでございます。営業収益から営業費用を差し引いた営業利益につきましては3,269万8,870円となります。それに営業外収益費用を含めた経常利益といたしまして4,738万9,698円という決算となりました。特別利益損失もないことから、26年度同額で純利益として取り扱っているものでございます。その結果、繰越欠損金でございますが、当該純利益をもって充てることと公営企業法で規定されておりますので、23年度末で最大2億7,600万円ほどありました欠損金につきましては、26年度末現在で1億8,883万1,221円と減少したものでございます。

次に、319ページ、320ページの剰余金計算書でございますが、この計算書につきましては、資本剰余金あるいは利益剰余金が年度中にどのように増減したかの内容を示すものでございます。

下段の表につきましては、欠損金の処理計算書でございます。

次に、321ページ、322ページをお開き願いたいと思います。

26年度の貸借対照表でございます。この表につきましては、26年度末におきまして保有する全ての資産、負債及び資本などを総括的にあらわしているものでございます。

資産といたしましては、固定資産、流動資産を合わせますと、321ページの下段に記載しておりますが、64億9,497万3,566円となっております。

次に、負債につきましては、企業債等の固定負債、未払金等の流動負債でございまして、合わせますと48億4,651万4,752円となっております。

これに資本金剰余金を合わせた資本を合わせますと64億9,497万3,566円となりますので、貸借対照表ということで、資本合計と一致するものでございます。

次に、323ページになります。

キャッシュフロー計算書でございます。この計算書につきましては、26年度中の現金の流れ、状況、それぞれ活動区分ごとに示した表でございます。

26年度中には、資金、いわゆる現金が、下段のほうになりますが、1億6,742万6,345増加いたしまして、最下段のとおり、3億7,318万3,438円の残高となりました。

次の325ページからは、決算にかかわります附属資料として事業報告書という形で各種明細を記載してございますので、お目通しいただければと思います。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（後藤清喜君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 1点だけ確認お願ひしたいと思います。

321ページなんですかとも、先ほど課長が説明するときに、資産合計と負債資本合計の一番下のほうなんですが、566円と説明したようなんですかとも、資産のほうをそういうふうに説明したので、負債のほうも一応確認していましたら566円とあれしたので、その真偽のほどを確認させて質問とさせていただきます。

○委員長（後藤清喜君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（及川 明君） 大変失礼いたしました。

負債の部、資本の部を足したもの、これがいわゆるバランスシートと言われるものでございますので、当然のことながら、資産の部と一番下段の、321ページの下段、322ページの下段、同額となってございます。読み違えておりました。大変申しわけございませんでした。

○委員長（後藤清喜君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 556円で正解なんですね。わかりました。

○委員長（後藤清喜君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

阿部 建委員が退席しております。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

次に、認定第10号平成26年度南三陸町病院事業会計決算の認定についてを議題といたします。

平成26年度南三陸町病院事業会計決算の細部説明を求めます。病院事務長。

○公立志津川病院事務長（佐々木三郎君） それでは、細部説明をさせていただきます。

決算書の341ページ、それから附表につきましては352ページでございます。

まず、病院事業につきましては、外来は南三陸診療所で行っておりまして、1日当たり173.9人、対前年比95.6%、外来につきましては米山の公立志津川病院で1日当たり30.2人、対前年比が93.6%となってございます。

それでは、決算書の341ページに入らせていただきます。

3条予算に係る収益的収入と支出についてでございます。

本表につきましては税込みで掲載をいたしております、仮受消費税、それから仮払消費税等を記載してございます。

次のページをお開き願います。

4条予算に係る資本的収入と支出を記載してございます。一般会計の支出金をもちまして企業債の償還に当たっております。県の地域医療復興事業費補助金を活用し、支出における建設改良費に係る病院建設工事に充当しておるといったところでございます。

次のページをお開き願います。

平成26年度南三陸町病院事業損益計算書であります。

1の医業収益合計で6億1,300万円、対前年比が95%でございます。

2の医業費用が合計で11億8,100万円、対前年比で97.1%、結果といたしまして5億6,700万円の医業の損失が発生してございます。

続きまして、3の医業外収益でございますが、合計で6億900万円、対前年比で76.1%になってございます。減少の原因につきましては、(3)に掲載してございます県補助金の交付額に差がございます。平成25年度の交付金は5億3,400万ございましたが、対象年次が平成23、24、25と当該年度以前の3カ年分を対象にしてございましたが、今年度いただくものにつきましては平成26年度分だけということで2億5,400万円となってございます。端的に県の補助金を比較いたしますと、本年度は2億5,460万1,200円ですけれども、対前年比47.6%となってございます。

4の医業外費用ということで3,200万、対前年比で122.2%。これにつきましては、平成26年4月から消費税が5%から8%に上がりましたので、この影響をもろに受けておるということです。

ちなみに雑支出でございますけれども、これは3条予算でご説明申し上げました仮受消費税と仮払消費税の相殺した分がこれに記載されております。ちなみに25年度分が1,245万ということで、2,000万にふえた関係で消費税がふえておるといった内容になってございます。

結果といたしまして、26年度は860万円の経常利益が発生しております。

26年度の病院事業の収益合計から費用合計を差し引きますと、下から4行目に記載してございますとおり171万1,572円の純損失となっておりますけれども、制度改革に伴う振替金1億8,331万1,407円を相殺いたしまして、前年度繰越金27億1,089万8,558円から控除いたしますと、結果といたしまして当年度の未処理欠損金は25億2,929万8,723円に減少しておるといった内容になっておるものでございます。

続きまして、348ページをお開き願いたいと思います。

平成26年度南三陸町病院事業の貸借対照表でございます。

資産の部、1、固定資産14億4,500万、2に流動資産9億3,100万、資産合計で23億7,683万4,100円ということになってございます。

次に、349ページ、負債の部でございます。

4、固定資産4億7,900万、5、流動負債4億4,300万、6、繰延収益12億2,400万、負債の合計で21億4,841万9,622円であります。

次に、資本の部でございますけれども、7の資本金27億3,700万、8の剰余金がマイナス25億900万、資本の合計が2億2,841万4,478円と、負債資本の合計が23億7,683万4,100円ということで、同額になってございます。

次に、350ページをお開き願います。

26年度のキャッシュフロー計算書でございます。

現金の流れを記載してございまして、期末末の残高が5億6,912万8,913円となってございまして、現金が結構ありますので、これをもって運転資金に充当できるということになってございます。

以上、詳細の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（後藤清喜君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は収入支出一括で行います。三浦清人委員。

○三浦清人委員 先日一般質問で12月開業予定の新しい病院の透析治療について質問したわけであります。時間が関係でちょっと詳しく質問しなかったんですけれども、お話を聞くと開業と同時に透析治療が行われるということで大変喜んでいるところがありますが、町内におられる透析患者さん全て開業と同時に受け入れができるのかという問題が1つです。

それから、356ページの明細にあるんですが、新しい病院の保守管理はどのような形で行われるのかということです。これを見ますと、これまでの病院、診療所、契約期間が切れていくんですね。ですから、新しい病院になったときに、改めて業者選定という形になるのかなと思っていたんですが、その辺のところはどうになっているのか。

○委員長（後藤清喜君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長（佐々木三郎君） 現在、透析の関係につきましては、研修を行いながら、開院に向けた対応をしていきたいということで万全の準備をしておるところでございますけれども、まず人数といたしましては40人ぐらい見込めるのかなということではございますが、最初からマックスで40名は来ないだろうと。そういう中で、月水金、1行程の段階で対応できるだろうということで現在考えてございます。

最終的には大学病院からの支援が必要でございますので、議会明けの9月25日に大学に町長以下出向いて、ドクターの支援等をお願いするような形の場を設定してございます。そちらのほうで対応してまいりたいと考えております。

それから、病院の関係の保守管理でございますけれども、基本的には長期契約になりますので、新たな業者、新たな仕様でもって、今現在新しい病院の関係の、保守管理の関係の業務委託契約を、今現在業者の選定中ということで事務を進めておるということで考えてございます。新しい体制でもって保守管理に当たるということでございます。

○委員長（後藤清喜君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 そうしますと、透析治療につきましては、週に月水金と3日間と。将来的には毎日できるような体制をとっていくという解釈でよろしいのかなと思いますが、できるだけ早く多くの方々が利用できるような体制づくりをしていただきたいと思います。

それから、保守管理について、選考中というお話を聞くと、全て各契約の保守点検、保守業務の内容がいろいろと異なっているわけですけれども、これを異なる業種ごとに選考しているというお話を聞かね。その選考する方法といいますか、どういうことをやられているのか。ここに掲げておられるのは九つの業務内容ですね。この九つの業務内容を募集しているのか、選考しているのかどうか。病院が1つになりますので、診療所と病院ということで、これが

1つになるのかなと思いますけれども、どういった形で今募集をかけて、何社が応募しているのか。その選考方法、くじ引きなのか、じゃんけんなのか、額なのか、内容なのか、選考委員はどなたなのか、その辺。

○委員長（後藤清喜君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長（佐々木三郎君） 透析に関しましては、月水金、それから火木土、このサイクルの段階で、マックスでは2部透析ということで、2回ずつということで月水金が2部、それから火木土が2部ということで、人数がふえていった段階で対応してまいりたいと考えてございます。

それから、356ページに記載されておるのは、契約期間も記載されておるとおり、27年3月31日ということでございますけれども、今回業者選定委員会等に決定いただきながら、過去の実績等を加味しながら、各保守業務全般にわたりまして現在手続を開始しまして、開院と同時に新しい業務に携わっていただける業者を選考するといった内容で進めておるところでございます。（「選考委員」の声あり）

これは、業者選定委員会に随契という形の段階で選定してございます。

○委員長（後藤清喜君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 最終的には1社に絞って随契ということになるんでしょうけれども、それまでのどのような選定方法ですかという質問なんです。

○委員長（後藤清喜君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長（佐々木三郎君） 大変失礼いたしました。

業者は絞り込みを行いますけれども、絞り込んだ業者から見積書を出していただきまして、その金額によって最終的に決定させていただくと。業者選定委員会で過去の実績等によりまして業者を数社に絞らせていただきまして、その後は入札等によりまして金額を決定するという。入札か見積もり合わせということになってございます。

過去の実績等を加味した段階で業者のまず絞り込みを行います。その絞り込みを、病院で素案を検討した段階で業者選定委員会に諮りましてご決定いただいて、その決定いただいた業者から見積もりをいただいて、あとは金額で決定すると。1社に絞るということ。

結局は価格で決定するということでございますので、最終的には指名委員会で決定した何社かに見積書、入札書を出していただいて、その金額の安いところと契約すると。

○委員長（後藤清喜君） よろしいですか。

ほかに。及川幸子委員。

○及川幸子委員 1点ほどお伺いいたします。

348ページ、資産の部の中で流動資産、未収金とあります。3億5,789万ほどありますけれども、この未収金の中に、単年度、26年度の未収金と繰越未収金があると思うんですけれども、その辺の内訳等をご説明願います。

○委員長（後藤清喜君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長（佐々木三郎君） 未収金につきましては、医療関係の報酬関係が2カ月おくれで来ておりますので、結局は会計を締める段階で2月、3月の分がまだ未収という状況でございますのを、それが折り返し入ってくるという分、そういう内容でございます。

○委員長（後藤清喜君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 医療費、要するに未払いの分、個人の未払いがあるのかないのか、その辺も。2カ月おくれで診療報酬が来る、それはわかります。そのほかに個人の支払いが滞っているものがあるのかないのか、そしてまた26年度にどのぐらいあるのか、繰り越しの部分でどのぐらいあるのかお聞かせ願います。

○委員長（後藤清喜君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長（佐々木三郎君） 個人の分の未収金は大体200万ぐらいしかございません。

今回、この欄に記載されている3億5,700万は報酬にかかる個人のものでなく、国から入ってくるものの額が、これだけ2月、3月分のトータルで残っているということで、後で入ってくるということの内容でございます。

個人の分は、1カ月当たり大体、随時回収しますけれども、累積としましては200万ぐらいしかありません。以上です。

○委員長（後藤清喜君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 個人の分の未収金はどこに記されているんでしょうか、見方として。

○委員長（後藤清喜君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長（佐々木三郎君） この未収金の中には、内訳といたしまして個人の分と国から入ってくる分が含まれておるという解釈でございます。

○委員長（後藤清喜君） ほかにございませんか。今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 1点だけ伺いたいと思います。

345ページ、損益計算書の医業損出というこの金額についてお聞きしたいんですけども、病院の事業会計ということで特殊な会計だと思うんですが、この医業損失の原因といったら

おかしいんですけども、そういうものをどのように事務長は分析なさっているか。

例えば、収益が少なくて損失が出たのか、それとも費用がかさんで損失が出たのか、あとはそもそも国の制度等のそういう中でこういった損失が出たのか、いろんな原因があると思うんですけども、そのところをどのように分析なさっているか伺いたいと思います。

○委員長（後藤清喜君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長（佐々木三郎君） 収益につきましては、おおむね1カ月5,500万円掛ける12カ月で6億6,000万円です。費用は、大体1カ月9,000万から1億円で12億。収入が6億6,000万で費用が12億ということ、単純に計算しても6億足りません。今の段階では、一般会計からの繰出金が2億5,000万円、それから人材流出の分が大体2億5,000万ですので、結局は大体12億ぐらいになるんですけども、根本的に新しい病院になった段階で、病床数が一般病床12床、26床、38床から90床にふえますけれども、ふえた段階で看護師等を募集かけてもなかなか来ませんので、被災を受けた直後に関しましても、継続的に解雇するのではなく人材をそのまま継続して雇用していたということでございまして、必要以上の人数を抱えておったということでハンデがあるわけでございまして、その分が人材流出防止のための補助金ということで、余計なスタッフを抱えている分、次の開院に備えたスタッフを抱えている分ハンデを負っているだろうということで国から補助金が出ておるといったことの内容になつてございますので、人数的に多い、これはやむを得ない、開院するときにスムーズに営業できるような形の段階で人数を抱えておりますので、その段階のものが一番大きいのかなということで考えております。

なお、当初の病院の計画書を策定した段階で1億の赤字が想定されるということがありますので、やっぱり透析をやりますとか、収益を上げるため、経費の節減を含めまして、病院経営に頑張ってまいりたいと考えてございます。

○委員長（後藤清喜君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 今、事務長の説明があったんですけども、昨年も同じぐらいの5億7,000万ぐらいの医業損失だけをとると、ことしの決算も同じぐらいなんですが、将来的に病院が新しくなると、この損出の分がどのように、いいように改善するのか、そのところの見通しをどのように見ているか伺いたいと思います。

○委員長（後藤清喜君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長（佐々木三郎君） この人材流出防止補助金は、開院までという期限つきのものでございます。したがって、開院した後は、この補助金はなくなりますので、一層

の経費節減と収益の向上を図る意味で、もうもう含めて頑張ってまいりたいと考えてございます。

具体的なものを申し上げれば、看護師等が結構携わっている業務、単価も違いますので、例えば内視鏡の洗浄でありますとか、そういうものをＳＰＤといいまして、洗浄の専用のメックキメーカーとか、単価の安い方々に担っていただくということで、例えば外来等に関しましても看護師の対応でなく一般の事務の扱いの対応をするということで、それで単価が違いますので、ライセンス持ちでなくてもできるものに関してはそれなりにシフトをしながら、経費節減に図っていきたいということをいろいろこれから検討していかなければならないと考えてございます。

○委員長（後藤清喜君）ほかに。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤清喜君）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

次に、認定第11号平成26年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計決算の認定についてを議題といたします。

平成26年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計決算の細部説明を求めます。病院事務長。

○公立志津川病院事務長（佐々木三郎君）それでは、細部説明をさせていただきます。

決算書は365ページ、附表につきましては374ページからとなつてございます。

それでは、改めまして365ページをお開き願いたいと思います。

平成26年度南三陸町訪問看護ステーション事業の会計決算の3条予算に係る収益的収入及び支出につきまして、事業収入と事業費用を税込みで掲載してございます。

次のページをお開き願います。

ステーション事業の損益計算書でございます。収益の合計が5,207万7,321円、それから費用の合計が4,729万1,740円。これを控除いたしますと478万5,581円ということで、これに制度改正に伴う振替ということで53万8,000円を相殺いたしますと532万3,581円、未処分利益剰余

金が発生してございます。

続きまして、368ページをお開き願いたいと思います。

ステーション事業の剰余金計算書でございまして、資本金と剰余金の区分ごとに整理をし、平成26年度当年度の純利益が478万5,580円、結果として資本金合計といたしまして719万2,246円となっておるものでございます。

続きましては、370ページをお開き願います。

ステーション事業の貸借対照表でございます。1の固定資産、2の流動資産の資産合計と3の流動負債、4の繰延収益、5の資本金、6の剰余金、負債資本合計が同額の1,790万7,220円となっておるものでございます。

続きまして、372ページをお開き願いたいと思います。

キャッシュフロー計算書でございます。こちらにつきましても、期末残高が98万4,988円となっておるものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○委員長（後藤清喜君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第11号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

以上、付託された認定第1号から認定第11号まで、認定すべきものと決しました。

特別委員会での審査結果につきましては、委員長報告を作成し、議長に対し報告することといたします。

これをもって、平成26年度決算審査特別委員会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。

各委員の皆様方のご協力をいただきまして、予定通り決算審査を終えることができました。
大変ご協力ありがとうございます。

以上をもちまして、平成26年度決算審査特別委員会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

午後3時00分 閉会